



秋田県公報

告示

目次

ページ

| | |
|--------------------------------------|---|
| 生活保護法による医療機関の指定(三八九・福祉政策課)..... | 1 |
| 生活保護法による指定医療機関の事業の休止(三九〇・福祉政策課)..... | 1 |
| 地籍調査の成果の認証(三九一・農山村振興課)..... | 2 |
| 道路の供用開始(三九二・道路環境課)..... | 3 |
| 保安林の指定施設要件の変更(三九三・森林整備課)..... | 3 |
| 保安林の指定解除の予定(三九四・森林整備課)..... | 3 |
| 道路区域の変更(三九五・道路環境課)..... | 4 |
| 道路の供用開始(三九六・道路環境課)..... | 4 |

| | | | | |
|-------|-----------------------|--------------------|---------|-----------|
| 名 称 | 開設者氏名又は名称 | 所 在 地 | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日 |
| ひかり薬局 | 有限会社 W I S H 代表取締役 | 南秋田郡五城目町東磯の目二丁目一十九 | 調剤薬局 | 平成十七年三月一日 |

秋田県告示第三百九十号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

告 示

| | |
|------------------------------------------------|----|
| 市町村管土地改良事業計画の変更の協議を適当とする旨の決定(北秋田地域振興局農林部)..... | 5 |
| 土地改良事業工事の完了の届出(由利地域振興局農林部)..... | 5 |
| 土地改良区の役員就任の届出(仙北地域振興局農林部)..... | 5 |
| 土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)..... | 5 |
| 公安委員会告示 | |
| 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の実施(二九)..... | 5 |
| 道路交通法による技能検定員審査の実施(三一)..... | 6 |
| 道路交通法による教習指導員審査の実施(三二)..... | 8 |
| 道路交通法による技能検定員審査の実施(三三、三四)..... | 9 |
| 道路交通法による教習指導員審査の実施(三五)..... | 10 |
| 犯罪被害者等早期援助団体の指定(三七)..... | 11 |

秋田県告示第三百八十九号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県告示第三百九十一号
 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。
 平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲 男

- (一) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (二) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
鹿角市大字十和田大湯の一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
一・一六平方キロメートル
- (三) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
- (四) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (五) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
鹿角市大字十和田大湯の一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
五・五一平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成十七年三月二十九日

| | | | | | | | |
|-----|--------|-----------|-----------------------|-------|------------------|-----------|-------------|
| 名 称 | はなぞの薬局 | 開設者氏名又は名称 | 有限会社 クローバー薬局 代表取締役 | 所 在 地 | 北秋田郡鷹巣町旭町四 三十一 一 | 休 止 年 月 日 | 平成十六年七月二十六日 |
|-----|--------|-----------|-----------------------|-------|------------------|-----------|-------------|

- (一) 調査を行った者の名称
八森町
- (二) 成果の名称
山本郡八森町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
山本郡八森町字中浜等5単位区域の各一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
〇・三四平方キロメートル
- (三) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
- (四) 調査を行った者の名称
協和町
- (五) 成果の名称
仙北郡協和町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北郡協和町大字荒川の一部
実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
三・九六平方キロメートル
- (五) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
- (一) 調査を行った者の名称
美郷町
- (二) 成果の名称
仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
仙北郡美郷町大字黒沢の一部
- (三) 認証年月日
平成十七年三月二十九日

- (四) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
一・七九平方キロメートル
 - (五) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
 - (六) 調査を行った者の名称
美郷町
 - (二) 成果の名称
仙北郡美郷町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
 - (三) 仙北郡美郷町大字金沢の一部
 - (四) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
〇・七五平方キロメートル
 - (五) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
 - (七) 調査を行った者の名称
増田町
 - (二) 成果の名称
平鹿郡増田町の地籍図及び地籍簿
測量及び調査を行った地域
 - (三) 平鹿郡増田町大字亀田の一部
 - (四) 実施年度及び認証面積
平成十五年度及び平成十六年度
〇・五六平方キロメートル
 - (五) 認証年月日
平成十七年三月二十九日
- 秋田県告示第三百九十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十七年四月五日
- 秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男
- 一 供用開始の区間

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
|-------|--------|-----------------------------|
| 一般国道 | 三百四十二号 | 雄勝郡東成瀬村田子内字宮田一三〇番二から一四九番三まで |

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十七年四月五日から同月十八日まで

秋田県告示第三百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
男鹿市五里合鮎川字十文字七四の一、字寺台一一
 - 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、男鹿市に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐として伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が十分の八以上である箇所とする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第三百九十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項

の規定に基づき、告示する。
平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|------|---|--------------|--------------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 秋田市 | 郡市 | 町村 | 字 | 地番 | 全 面 積 | 保安林面積 | 保安林解除 | 指定の目的 | 解除の理由 |
| | 新屋町 | (大字) | | | | | | | |
| " | " | " | " | 四の一四 四の五五 | 七二五 三二一 〇・〇三二一 〇・〇七二五 | 見込み (ヘクタール) | 見込み (ヘクタール) | 面積見込み (ヘクタール) | 飛砂の防備 公衆の保健 |
| | | | | | | | | | 指定理由の消滅 |

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田地域振興局農林部並びに秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第三百九十五号

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

一 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | | 路線名 | 区 | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|-------|-----|---|-----|---|---|---------------|------------|
| | 新 | 旧 | | | | | |
| 一般国道 | 新 | 旧 | 百八号 | | | 一一・四〇〇～六一・〇〇〇 | 〇・五五五 |
| | | | | | | 一一・四〇〇～五六・五〇〇 | 〇・五五五 |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十七年四月五日から同月十八日まで

秋田県告示第三百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとお

り道路の供用を開始する。
平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 供用開始の区間

| | | |
|-------|-----|---------------------------------------|
| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 |
| 一般国道 | 百五号 | 由利本荘市岩谷町字西越一―六番地先から 岩谷麓字前田表三〇五番一まで |

- 二 供用開始の期日 平成十七年四月五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十七年四月五日から同月十八日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北秋田市からなされた土地改良事業計画の変更に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 市営土地改良事業（根小屋地区基盤整備促進事業）変更計画書
- 二 縦覧期間 平成十七年四月六日から同年五月九日まで
- 三 縦覧場所 北秋田市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十二条の二第一項の規定により、由利本荘市から土地改良事業（川代地区基盤整備促進事業）に係る工事が平成十六年三月二十三日完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

就任理事の住所及び氏名

仙北郡美郷町野荒町字箆林後三百十五番地

佐々木 亮 耕

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平鹿郡大雄村阿気土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年四月五日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第29号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定による猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を実施するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定に基づき、公表する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 実施年月日 平成17年5月12日（木）午前9時から午後4時30分まで
 - 2 実施場所 秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館
 - 3 講習科目及び講習時間数 猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いについて5時間実施する。
 - 4 受講定員 40人
 - 5 受講申込みに必要な書類
 - (1) 受講申込書 2通
 - (2) 写真 2枚
- 写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

6 受講申込み等

- (1) 申込み用紙の交付
各受付場所において交付する。
- (2) 受付期間

日曜日、土曜日及び休日（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を含む。）を除き、平成17年4月5日（火）から5月9日（月）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員40人で締め切る。

(3) 受付場所

住所地在管轄する県内の各警察署

7 講習手数料

6,800円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- (2) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全部生活環境課危険物対策係（電話018 863 1111内線3168）又は県内の各警察署生活安全係（秋田中央警察署にあっては生活環境係）に問い合わせること。

秋田県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
 - (2) 技能検定員審査（普通）
 - (3) 技能検定員審査（大特）
 - (4) 技能検定員審査（大自二）
 - (5) 技能検定員審査（普自二）
 - (6) 技能検定員審査（牽引）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

(1) 期日

平成17年5月10日（火）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年4月11日（月）から同年4月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所

係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者については、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査（普通）に於ける額を減じた額）とし、技能検定員審査（大特）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者については14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に於ける額を減じた額）とする。

| 審査細目 | 技能検定員審査（普通）に係る額 | 技能検定員審査（大特）以外の種類の技能検定員審査に係る額 |
|------|-----------------|------------------------------|
| | | |

| | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 3,950円 | 1,450円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法 | 6,750円 | 2,450円 |
| 3 教則の内容となっている事項 | 1,900円 | 2,200円 |
| 4 自動車教習所に関する法令についての知識 | 1,900円 | 2,200円 |
| 5 技能検定の実施に関する知識 | 1,950円 | 2,100円 |
| 6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 2,000円 | 2,050円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査(普通)以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第32号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員長 藤井 明

1 教習指導員審査の種類

- (1) 教習指導員審査(大型)
- (2) 教習指導員審査(普通)
- (3) 教習指導員審査(大特)
- (4) 教習指導員審査(大自二)
- (5) 教習指導員審査(普自二)
- (6) 教習指導員審査(牽引)

2 教習指導員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日

平成17年5月10日(火)午前10時から午後4時まで

- (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

- (1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成元年秋季秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成17年4月11日(月)から同年4月15日(金)までの午前8時30分から午後5時まで

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所
係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては、12,150円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表中欄の教習指導員審査(普通)に係る額に掲げる額を減じた額)とし、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,850円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表中欄の教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 教習指導員審査(普通)に係る額 | 教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査に係る額 |
|--------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,100円 | 1,450円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 1,350円 | 1,350円 |
| 3 学科教習に必要な教習の技能 | 1,250円 | 1,250円 |
| 4 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識 | 1,250円 | 1,300円 |
| 5 自動車教習所に関する法令についての知識 | 1,250円 | 1,300円 |
| 6 教習指導員として必要な教育についての知識 | 1,200円 | 1,200円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受

けようとする者にあつては4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあつては1,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第33号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員長 藤井 明

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成17年5月9日(月)午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許又は普通自動車

第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（普通）を提示すること。
 イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年4月11日（月）から同年4月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（普通二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

| 審 査 細 目 | 技能検定員審査（普通二種）に係る額 |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 4,750円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 8,250円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円 |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 3,300円 |

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田県公安委員会告示第34号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員長 藤 井 明

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型二種）

2 技能検定員審査の期日及び場所

(1) 期日

平成17年5月27日（金）午前9時から正午まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証（大型）を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第3項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年5月23日（月）から同年5月25日（水）までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者にあつては、22,050円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査（大型二種）に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

秋田県警察

| 審査細目 | 技能検定員審査(大型二種)に係る額 |
|----------------------------------|-------------------|
| 1 技能検定員として必要な自動車の運転技能 | 4,750円 |
| 2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 8,250円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円 |
| 4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識 | 3,300円 |

備考 審査細目の1、2、3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、21,300円を減ずる。

(2) 納付方法
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第35号
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成17年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤井 明

- 1 教習指導員審査の種類
 - (1) 教習指導員審査(大型二種)
 - (2) 教習指導員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
 - (1) 期日
平成17年5月27日(金)午前9時から正午まで

場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちょう付し、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年5月23日(月)から同年5月25日(水)までの午前8時30分から午後5時まで

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

| 審査細目 | 教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額 |
|----------------------------------|------------------------|
| 1 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 4,900円 |
| 2 技能教習に必要な教習の技能 | 2,050円 |
| 3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識 | 2,850円 |

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第37号

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成17年4月5日

秋田県公安委員会委員長 藤 井 明

- 1 名称 社団法人秋田被害者支援センター
- 2 住所 秋田市中通五丁目1番51号
- 3 代表者の氏名 佐 藤 怜
- 4 援助事業を行う事務所の名称 社団法人秋田被害者支援センター
- 5 援助事業を行う事務所の所在地 秋田市中通五丁目1番51号
- 6 援助事業に係る犯罪被害等 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律第2条第2項に規定する犯罪被害等のほか、業務上過失致死傷罪などを含む犯罪全般
- 7 指定を行った年月日 平成17年4月1日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)8766 F A X(0863)0005
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄